

定年後再雇用・正規と非正規の待遇差は許されない？

迫開催決定！

「同一労働同一賃金」実務対応セミナー

◎日時：平成30年10月5日(金)・10月11日(木) 両日とも13:30~15:30

◎会場：浜松労政会館（浜松商工会議所7階）両日とも

「働き方改革」の中で、労働時間の上限規制と並んで2本柱と言えるのが「同一労働同一賃金」。気になりながらも何をどこまで対応すればよいのか、変える必要があるのかわからない企業様が多いのではないのでしょうか。

今回のセミナーでは、正規、非正規の待遇差が争われた2つの最高裁判決（長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件）のポイントとその判断理由も解説、今から企業が何からどう手を付ければよいのかを、わかりやすく説明します。パート社員、契約社員、定年後再雇用社員を雇用する企業様、ぜひご参加いただき、具体的に動き始めてください。

＜当日お話しする主な内容＞

1. 両事件最高裁判決のポイントと実務への影響

（1）長澤運輸事件のポイント

- ・定年後再雇用の場合は通常の有期契約と判断が異なるのか
- ・定年後再雇用の場合の待遇差の合理性とは

（2）ハマキョウレックス事件のポイント

- ・ハマキョウレックス事件と長澤運輸事件との違い
- ・通常の有期契約社員と定年後再雇用の違い

（3）判決が実務に与える影響

2. 賃金見直しのポイント

最高裁判決・同一労働同一賃金ガイドラインを踏まえての賃金考察

- ・日本企業における基本給
- ・正社員の手当の問題点、見直しの仕方
- ・手当をめぐる世の中の流れ
- ・パート、嘱託への手当の今後の扱い
- ・後手に回っての失敗ケース、
先手を打った賃金改定成功ケース
- ・60歳以降の賃金の今後の設定



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコーチ人事研究所
代表 賃金コンサルタントとして北見昌朗氏に
師事、中小企業にピッタリの賃金管理を提案して
いる。「経営」「法律」「人の気持ち」のバランスをと
った労務管理こそが大切と考えている。



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー
特定社会保険労務士として、中小企業経営者か
らよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的
確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に
立ったアドバイスや研修セミナーをおこなってい
る。

■ 人材不足時代と働き方改革を考える ■

「人がいない、人が採れない、良い人がやめてしまう」多くの経営者から出てくる言葉です。

企業の発展・存続のためには、安定的な人材の採用、定着、そして育成は絶対条件です。中でも採用を成功するためには、選ばれる会社になる＝その会社を選ぶ理由をつくる＝「会社の売り」をつくるのが重要です。実は働き方改革は、求職者・在職者から選ばれる会社になるための「働きやすい環境づくり」につながるのです。働き方改革により企業に求められることとして次のようなことが挙げられます。

- ①長時間労働や休日出勤を前提とした働き方をやめる
- ②ハラスメントなど安心して働けない環境をなくす
- ③不安なく育児や介護と仕事を両立できる働き方の実現
- ④期待される役割が明確で、教育・研修など人材育成が進む環境が整っている
- ⑤分かりやすい評価で、効果的なフィードバックが行なわれている
- ⑥職務内容や貢献度の高さに応じて、均衡の取れた賃金が払われている

この中で⑥が同一労働同一賃金の部分と考えられますが、働き方改革の中でも企業にとって最も難しい課題とも言えるでしょう。この難題をどのように解決するか、今から真剣に考えなければなりません。

【開催日】平成30年10月5日(金)・10月11日(木) 両日とも 13:30～15:30

【会 場】 浜松労政会館 (浜松商工会議所 7 階)

10/5・10/11

【受講料】 1名様 5,400 円 税込 (顧問先様は無料)

同内容です

【定 員】 20 名様 (申込順) (同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りさせていただいております)

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2 担当:山口・松本

TEL : 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>

◎お申し込み方法：以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください。

◎受 付：ファックスをいただきますと受講票（及び、有料となる場合は請求書）をお送りします。
 万一、お申し込み後 1 週間以内に受講票が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会（053-436-1033）までお問い合わせをお願いいたします。

◎受講料のお支払（有料の場合）：請求書に記載の口座に開催日の 5 日前までにお振込みをお願いします。

「同一労働同一賃金」実務対応セミナー申込 FAX: 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	〒 所在地
Tel	Fax
(どちらかを○で囲んでください) フリガナ 10/5・10/11 ご参加者名 (役職)	
(どちらかを○で囲んでください) フリガナ 10/5・10/11 ご参加者名 (役職)	
【当事務所での個人情報の取扱いについて】 * お預かりしました個人情報は、西遠労務協会 HP (http://www.seienroumu.com) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。 * お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。 * ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。	